

様式P（第15条関係）

循環型社会形成推進地域計画改善計画書

| 地域名 | 構成市町村等名 | 計画期間 | 事業実施期間 |
|--------|---------|---------------------|---------------------|
| 新潟県妙高市 | | 平成31年4月1日～令和6年3月31日 | 平成31年4月1日～令和6年3月31日 |

1 目標の達成状況

(ごみ処理)

| 指 標 | 現 状 (年度) | 目 標 (年度) A | 実 績 (年度) B | 実績 /目標 | |
|------------------|---------------------|----------------|----------------|-----------|------|
| 排出量 | 事業系 総排出量 | | t | t | % |
| | 1 事業所当たりの排出量 | t | t | t | % |
| | 生活系 総排出量 | t | t | t | % |
| | 1 人当たりの排出量 | t | 164 kg/人 | 186 kg/人 | 113% |
| | | 179 kg/人 | | | |
| 合 計 事業系生活系総排出量合計 | t | t | t | % | |
| 再生利用量 | 直接資源化量 | 4,304 t | 4,545 t | 4,245 t | 93% |
| | 総資源化量 | 4,436 t | 4,669 t | 4,351 t | 93% |
| エネルギー回収量 | エネルギー回収量 (年間の発電電力量) | MWh | MWh | MWh | |
| 最終処分量 | 埋立最終処分量 | t | t | t | % |

※目標未達成の指標のみを記載。

(生活排水処理)

| 指 標 | | 現 状 (年度) | 目 標 (年度) A | 実 績 (年度) B | 実績 /目標 |
|----------|--------------------|--------------|----------------|----------------|-----------|
| 総人口 | | | | | — |
| 公共下水道 | 汚水衛生処理人口 | | | | % |
| | 汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率 | % | % | % | % |
| 集落排水施設等 | 汚水衛生処理人口 | | | | % |
| | 汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率 | % | % | % | % |
| 合併処理浄化槽等 | 汚水衛生処理人口 | | | | % |
| | 汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率 | % | % | % | % |
| 未処理人口 | 汚水衛生未処理人口 | | | | % |

※目標未達成の指標のみを記載。

2 目標が達成できなかった要因

1. 目標未達成の要因分析

本市では、ごみ処理に関する複数の目標を掲げ、一定の成果をあげてきたものの、「生活系1人当たりのごみ排出量」と「再生利用量」については目標を達成するに至りませんでした。

(1) 市民の分別・リサイクル意識の定着不足

ごみ全体に占める紙ごみの割合は約30%（乾燥重量）に達しており、本来リサイクル可能な紙類が可燃ごみとして排出されるケースが目立ちました。

令和5年度から始めたプラスチック製品の分別収集についても、市民の排出ルールへの理解が不十分で、可燃ごみとして処理される例が多く見られました。

(2) 説明会参加率の限界

地域での説明会の参加率は対象世帯の約30%にとどまり、多くの住民に情報が届いていない状況が課題となっています。

(3) 高齢者世帯の分別困難

高齢化の進行により、複雑化する分別ルールへの対応が困難との声が上がっています。特に認知負荷の高さや身体的な制約が要因と考えられます。

(4) 施設の処理能力と設備負荷のバランス

焼却施設の延命化は進んだものの、設備への負荷軽減の観点から、さらなるごみ排出量の抑制が求められています。

(5) 案内方法の限界

ごみの分別についての案内は主に「あらい再資源センター」を経由した対応となっており、処理フローや役割分担が市民に十分に理解されていない可能性があります。

3 目標達成に向けた方策

目標達成年度 令和10年度まで

目標達成に向けた今後の方策

今後は、以下のような対策を講じ、排出量の削減と再生利用率の向上を図ります。

(1) プラスチック・せん定枝等のリサイクル拡充

製品プラスチックの分別収集における対象品目の判別方法などを、説明会を通じて丁寧に周知。
拠点回収を活用したせん定枝の回収を定着させ、チップ化後にセメント会社での活用を継続。

(2) 紙ごみリサイクルの促進

紙ごみの種類や出し方について、市報・ホームページ・チラシ等を通じて視覚的にわかりやすく周知。

(3) 市民説明の多様化と周知拡大

地域説明会に加え、動画配信、回覧板、訪問説明など多様な手法を導入。

ごみの出し方に関する「簡便な方法」や「見落としやすい品目」を具体的に提示し、理解促進を図る。

(4) 高齢者や多様な住民への配慮

高齢者向けに、ピクトグラム付きカレンダーなど、視覚的にわかりやすいツールの配布を検討。

紙おむつなど、新たな分別対象について、他市の事例を参考に導入可否を調査・検討。

(5) 生ごみ処理の推進

現在導入している生ごみ処理機「キエーロ」の普及を継続。

より簡易的に管理できる「トラッシュ」などの新型機による実証実験を行い、集合住宅や事業所への普及を促進。

特にアパート居住者に向けた重点的な啓発活動を展開。

令和7年度には、市内小学校1校に大型生ごみ消滅器を試験設置予定。

(6) 市民参加型の環境教育の強化

小学4年生向けの施設見学に加え、一般市民を対象とした環境バスツアーを拡充。

ごみ処理現場の理解促進とリサイクルへの関心向上を図る。

(7) 焼却灰の資源化の検討

妙高クリーンセンターで発生する焼却灰（固化灰）などを溶融処理し資源化することについて、他市の事例を参考に導入可否を調査・検討。

今後の方向性

焼却施設の延命化に成功した今こそ、ごみの総量削減と再生利用率の向上を同時に推進すべき重要な転換期にあります。

市民・事業所とさらに連携を深めながら、「焼却処理に依存しない循環型社会」の構築を目指し、持続可能な資源循環体制の確立に取り組ん

でまいります。

(都道府県の所見)

本計画に挙げられた方策の実施により、ごみの排出量減量化が図られること並びに再生利用量の向上が図られることが望まれる。

(技管協の所見)

特になし